

携帯電話サービスの販売代理店に対する是正命令について

近畿総合通信局（局長：高野 潔（こうの きよし））は、本日、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）に違反した株式会社平成観光（兵庫県神戸市長田区）に対し、同法第15条第2項の規定に基づき、違反の是正を命じました。

1 事案の概要及び是正命令の内容

携帯電話不正利用防止法は、携帯電話の新規契約の際に、契約者の本人確認を行うことを義務付けています。

KDDI 株式会社の2次販売代理店である株式会社平成観光は、令和元年8月に、計2回線の契約に際し、偽造された運転免許証により不正な契約手続を行ったものであることから、同法第3条第1項に違反したものと認められます。

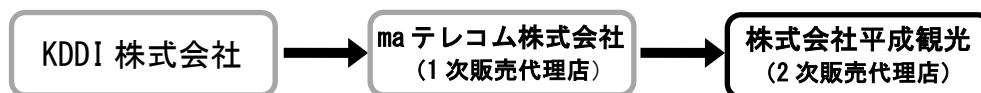
このため、本日、同社に対して、同法第15条第2項に基づき、本人確認義務を確実に履行することを命じました。

2 携帯電話事業者等に対する措置

総務本省においても、本日、KDDI 株式会社及びma テレコム株式会社（KDDI 株式会社の1次販売代理店）に対して、自らの販売代理店において法令違反が発生したことに鑑み、販売代理店に対する監督を徹底するよう指導しました。

総務省は、携帯電話契約の管理体制の整備の促進等のため、引き続き、関係法令の厳正な執行に努めてまいります。

【参考：事業者の関係】



連絡先：情報通信部 電気通信事業課
（担当：稲垣、和田）
電話：06-6942-8517